

消費税が変わりました

個人事業者の皆様へ



チェック1

前々年の売上が1,000万円超なら課税事業者です

- 平成15年分の課税売上高が1,000万円超 ⇒ 平成17年分の課税事業者
- 平成16年分の課税売上高が1,000万円超 ⇒ 平成18年分の課税事業者

原則的な計算方法「一般課税」の場合

- 一般課税により申告される方は、課税仕入れ等の事実を記載した帳簿と請求書等の両方を保存する必要があります。
- 帳簿と請求書等の両方の保存がないと、仕入れや経費の支払の際の消費税分を控除することができません。

チェック2

簡易課税制度を選択しますか？

- 前々年の課税売上高が5,000万円以下の方は、「簡易課税制度」を選択できます。

簡易課税制度とは？

消費税の
納付税額

=

課税売上に
係る消費税額

$$- \left[\text{課税売上に係る消費税額} \times \text{みなし仕入率} \right]$$

<ポイント>

原則的な計算方法「一般課税」では、この部分が課税仕入れ等に係る消費税額（実額）となります。

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方用に、業種別に目安となる納税額を表示したものです。

区分	卸売業 (第1種事業)	小売業 (第2種事業)	農業、林業、 漁業、建設業、 製造業など (第3種事業)	飲食店業、 金融・保険業 など (第4種事業)	不動産業、 運輸通信業、 サービス業など (第5種事業)
みなし仕入率	90%	80%	70%	60%	50%
売上に対する 納税額の目安率	0.5%	1%	1.5%	2%	2.5%
年間課税売上高 万円	年間の納税額 万円				
1,000	5	10	15	20	25
2,000	10	20	30	40	50
3,000	15	30	45	60	75

(注) 事業者の方の申告所得税が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。

選択する

納税資金は「JUNON」は任せよう。
消費税納付用定期積金「計画納税積金」
「JUNON」の消費税返せポイント「JUNON」

- 平成 17 年に新たに課税事業者となった方
 - 平成 18 年において課税事業者である方
- いずれも

平成 17 年 12 月 31 日 までに

「簡易課税制度選択届出書」の提出が必要です!

<ご注意>

- 簡易課税制度では、「みなし仕入率」により納付税額を計算しますので、多額の設備投資を行った場合などで一般課税により計算すれば還付となる場合であっても、還付を受けることはできません。
- 簡易課税制度を選択された方は、2年間以上継続した後でなければ、選択をやめることはできません。

納付方法は

ステップ1

安全・便利な**振替納税**をご利用ください!

振替納税を利用される方は、「納付書送付依頼書・預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

申告・納付の期限は

ステップ2

平成 17 年分の消費税及び地方消費税の**申告・納付**は

平成 18 年 3 月 31 日 (金) まで

振替納税をご利用の方の振替日は、平成 18 年 2 月頃に国税庁ホームページでお知らせします。



申告・納税の相談窓口

詳しくは、最寄りの税務署または税務相談室へお気軽にお尋ねください。

● 国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>

● 金沢国税局ホームページ <http://www.kanazawa.nta.go.jp/>